

## 2019年度「スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト・ビジネスパーソン向け国民運動（FUN+WALK PROJECTの推進）」公募要領

### 1. 事業名

スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト・ビジネスパーソン向け国民運動（FUN+WALK PROJECTの推進）

### 2. 事業の趣旨

我が国の国民医療費が約42兆円に達し、その削減が喫緊の課題である中、スポーツ参画人口の拡大を図り、スポーツを通じた健康増進や疾病予防により、健康寿命を平均寿命に近づけていく社会の実現が求められている。

また、「スポーツ基本計画」では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度とする目標を掲げている。国民の誰もが各々の年代や関心・適性等に応じて日常的にスポーツに親しむことのできる機会を創出し、スポーツの実施を促していく必要がある。こうした中、平成29年度の調査では成人の週1回以上のスポーツ実施率は、51.5%に留まっており、特に20代から50代のスポーツ実施率は全体平均よりも低くなっている。さらにこの年代の約8割が「運動不足を感じる」と回答しており、運動不足を感じつつも、忙しくて、スポーツをする時間の取れない働き盛り世代に対する環境整備が必要である。

このため、官民で連携して国民運動等を展開することを通じて、働き盛り世代が気軽に運動・スポーツに取り組める環境を整備し、運動・スポーツ習慣の定着化による健康増進を図る。

### 3. 事業の内容

平成29年度にスタートした、「歩く」をキーアクションとした「FUN+WALK PROJECT」（以下、「本プロジェクト」という。）を官民で連携して推進するとともに、働き盛り世代が気軽に運動・スポーツに取り組める環境を整備するため、以下の（1）～（4）の事業内容を実施するものとする。

本プロジェクトに共感する企業・地方自治体等を拡大することで、国民運動としての機運醸成を図る。

#### （1）官民連携コンソーシアムによるムーブメント創出

関係省庁、産業界、保険者、地方公共団体、スポーツ・健康関係団体及び有識者等により構成する連携協議会を設置し、国民運動を都市圏にとどまらず地方まで波及させるための行動メニューやプロモーション活動について、本プロジェクトの基本的な方向性や普及拡大策について検討を行う。

※連携協議会の構成組織・団体及び有識者メンバーの構成等については、企画提案内容を踏まえ、スポーツ庁と採択団体が協議の上、決定するものとする。

## (2) 国民運動の行動メニューの設定

“歩きやすい服装”での通勤等により、通勤時間や休憩時間等に歩くことを推奨するというこれまでのキーアクションの普及啓発を引き続き推進するとともに、「歩く」に「楽しい」を組み合わせるといふ本プロジェクトのコンセプトを踏まえ、地方や休日でも取り組める新たな行動メニューを検討、設定する。

また、現在の歩数の目標設定（プラス1,000歩（約10分）、1日8,000歩を目標）について、統計（「国民健康・栄養調査報告」等）や先行研究のエビデンスから、働き盛り世代に訴求できる心身への健康効果等を踏まえ、目標の再設定の検討や発信等を行う。

行動メニューの検討の際にはターゲットを明確化し、2021年度までに成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度まで引き上げるといふ、第2期スポーツ基本計画の目標を踏まえ2019年度の取組がどのように貢献するのかを示すものとする。

## (3) 定常的なプロモーション活動の実施

スポーツを実施したくなる環境づくりをさらに促進するため、“歩きやすい服装での通勤”や上記で検討、設定する新たな行動メニュー、また「歩く」効果等を広く周知するため、年間を通じた戦略的なプロモーション活動を展開する。

### ア. ホームページ等の運営

ホームページについては、原則として現在のWEBサイト（<http://funpluswalk.go.jp/>）を引き継いで運用するものとし、本プロジェクトに関連する情報についてスポーツ庁の公式ホームページやSNS等も活用しながら幅広い層にリーチする発信を行うものとする（情報発信内容及びアクセス数については定期的にスポーツ庁へ報告するものとする）。

掲載する情報や更新時期・回数については企画提案内容を踏まえ、スポーツ庁と採択団体が協議の上決定する。また、委託事業終了時はスポーツ庁へ委託事業の中で作成したコンテンツを納品するとともに必要に応じて次期事業者への引き継ぎを行うこと。

### イ. ロゴマークの使用に関する業務

FUN+WALK PROJECT ロゴマークの使用申請受付、問合せ対応、承認審査、配布及び使用状況等についての確認などに関する業務を行う。

ロゴマークの使用申請受付等により得られた個人情報等は責任者を定めて適切に管理するとともに、委託事業終了時にはスポーツ庁へ全て引き継ぐこと。（参考：平成29年12月～平成30年11月までのロゴマーク使用申請数約550件）

### ウ. テレビ、新聞、雑誌、WEBメディア、SNS等を通じた普及啓発

本プロジェクトを周知し全国的なムーブメントを創出するため、実施施策とテレビや新聞、雑誌といったメディア特性とを勘案した戦略性を持ったPRプランを設計するほか、SNSを活用した訴求を展開するなど、年間を通じたプロモーション活動を実施する。

## エ. イベント・キャンペーン等の実施

ビジネスパーソンの運動・スポーツ実施の機運醸成を図る強化期間として、体力づくり強調月間でもある10月を「FUN+WALK月間」として設定し、ムーブメントの創出に資する中央イベント・キャンペーン等を実施する。

## オ. 関係省庁・機関、民間企業との連携によるプロモーション活動

本プロジェクトの認知と「歩く」というアクションの拡大を図るため、関係省庁・機関の取組（「スマート・ライフ・プロジェクト」、「クールチョイス」等）や、メディア等に訴求力があり、本プロジェクトの普及に効果的な民間企業・団体等のイベント等との連携による普及広報活動を実施する。

## (4) 事業報告書の作成

(1)～(3)の事業実施結果について事業成果報告書を作成し、印刷物1部と電子データをスポーツ庁に提出する。

## 4. 委託先

法人格を有する団体

## 5. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として契約を締結した日から、2020年3月31日までとする。

## 6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

## 7. 参加表明書の提出

本企画競争においては、参加表明書の提出は要しない。

## 8. 説明会の開催

開催日時：2019年2月8日（金）11時

2019年2月13日（水）14時

開催場所：東京都千代田区霞が関3丁目2番2号 文部科学省16F3会議室

## 9. 企画提案書等の提出方法等

### (1) 提出書類

① 企画提案書：10部（正本1部、副本9部）

※ 企画提案書の様式は、別添の様式1（事業計画書をもって代える）を使用し、用紙サイズはA4判、横書き、片面印刷とすること。

- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し：1部
- ③ 申請団体の概要：10部
  - ※ 要覧・会社案内等、役員名簿（様式自由）を提出すること。
- ④ 最新の財務諸表等の資料：10部
- ⑤ 暴力団体等に該当しない旨の誓約書（別紙2）：1部
  - ※ 企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
  - ※ 誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の申請を無効とする。但し、地方公共団体、独立行政法人には適用しない。

## （2）提出及び問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
スポーツ庁健康スポーツ課連携推進係  
TEL：03-5253-4111（内線：2685）（担当：森田）  
FAX：03-6734-3792  
e-mail：[kensport@mext.go.jp](mailto:kensport@mext.go.jp)

※事業内容等に関する問合せは、件名を「【問合せ】スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト・ビジネスパーソン向け国民運動（FUN+WALK PROJECTの推進）」とし、電子メールで送付すること。電話での受付はできない。

※公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

## （3）提出方法

提出書類を一つの封筒に入れ、（2）に示す提出先に郵送又は持参すること。また、提出書類については、併せて電子データをメールにて提出すること（押印不要）。提出に当たっては、以下①、②に示す事項に注意すること。

### ① 郵送等（郵便、宅配便等）

簡易書留などの送達記録の残る方法で送付すること。

封筒に「スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト・ビジネスパーソン向け国民運動（FUN+WALK PROJECTの推進）公募提出資料在中」と朱書きすること。郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

### ② 電子メール送付

（1）提出書類の①～⑤について PDF データを電子メールに添付の上、（2）に示す提出先 メールアドレスまで送信すること。メールの件名は「【団体名】スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト・ビジネスパーソン向け国民運動（FUN+WALK PROJECTの推進）提出書類」とすること。メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

### ③ 持参

受付時間：平日 10:00～18:00（12:00～13:00 除く）

#### (4) 提出期限

2019年3月1日（金）15:00（必着）

#### (5) その他

- ・ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、選定結果にかかわらず申請団体の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- ・ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは一切認めない。

#### 10. 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：45,000 千円程度

採択件数：1 件

#### 11. 選定方法等

##### (1) 選定方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、提出された企画提案書等について書類審査を実施する。必要に応じてヒアリングを行う場合がある。また、必要に応じてスポーツ庁から申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

##### (2) 審査基準

審査基準（別紙1）のとおり。

##### (3) 選定結果の通知

選定終了後、原則として、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

#### 12. 契約の締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に、契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書等の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

国の契約は、会計法により契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはできないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

### 13. スケジュール

- ①公募開始：2019年2月1日（金）
- ②説明会：2019年2月8日（金）11時  
2019年2月13日（水）14時
- ③公募締切：2019年3月1日（金）15:00
- ④審査：2019年3月6日（水）
- ⑤契約締結：2019年4月以降
- ⑥契約期間：契約締結日から2020年3月31日（火）まで

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※ 事業開始日は、契約予定者選定後、スポーツ庁と契約予定者との間の契約条件等の協議、事業計画書の作成及び委託契約締結等の手続完了後の時期となることに留意すること。

### 14. その他

- (1) 事業の実施にあたっては、本事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、ほか別に定める規定等を遵守すること。また、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (3) 本企画公募は、2019年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。

#### [契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備を行うこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ・ 事業計画書（委託事業経費予定額内訳を含む）
- ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
- ・ 委託事業経費予定額内訳（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（旅費・謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・ 銀行振込依頼書

2019年度「スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト・ビジネスパーソン向け国民運動（FUN+WALK PROJECTの推進）」

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で各評価項目の得点合計が最も高いものについて採択案件に決定する。ただし、最低評価得点を30点とし、最低評価得点未満の申請団体については選定しない。

II 審査方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。必要に応じて、全団体からヒアリングによる審査を実施する。また、必要に応じてスポーツ庁から申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

III 評価方法

評価は、以下に示す評価項目及び評価基準により実施し、技術審査委員会の各専門員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

<評価項目>

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。
- (4) 事業を適切に遂行するために必要な実績、ノウハウ、ネットワーク等を有していること。
- (5) 業務従事予定者が事業の成果を最大化するために必要な当該分野及び関連分野に関する知識・知見を有していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 公募要領で定める事業の内容について全て提案され、実施の手順やスケジュールが具体的で実現性・妥当性があること。
- (2) 官民連携による協議会が設置され、本プロジェクトの方向性や普及拡大策及び地方への国民運動の波及を検討するために有効な組織・団体及び有識者の構成が提案されていること。
- (3) “歩きやすい服装”での通勤により、通勤時間や休憩時間等に歩くことを推奨するという現在のキーアクションに加え、「FUN+WALK PROJECT」のコンセプトを踏まえた新たな行動メニューの検討、実施及び心身の健康効果を踏まえた目標の再設定や発信に向けた提案がなされていること。
- (4) 本プロジェクトのプロモーション活動として、各種メディアを活用したPRプランやSNSの活用が戦略的に設計されていること。
- (5) 「FUN+WALK 月間」におけるムーブメントの創出のためのイベント・キャンペーン等の実施が、創意工夫された内容で提案されていること。

- (6) 関係省庁や関係機関、民間団体等による健康増進や運動・スポーツの実施促進等に関する取組との連携や、メディア等に訴求力があり、本プロジェクトの普及に効果的なイベント等との連携方策など、事業の成果を高めるための効果的な工夫が提案されていること。
- (7) 妥当な経費が示されていること。

### 3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

#### <評価基準>

- 1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準次の評価基準により評価を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

- 2 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

次の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

<p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.0点</li> <li>・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点</li> <li>・認定段階3＝2.0点</li> <li>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.3点</li> </ul> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1.0点</li> <li>・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1.2点</li> <li>・プラチナくるみん認定＝1.5点</li> </ul> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定＝1.5点</li> </ul> <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p>
--

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

署名（自署）

※ 個人の場合は名前とともに生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

※ 誓約書は、原則自署としますが、ゴム印若しくは印字等でも隣に代表印（契約書を締結する時と同じ印）を押印されたものであれば可とします。